

2006

第7号

平成18年2月15日発行

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会報

ケアマネちゃんぽん

発行責任者：長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会事務局 協議会事務局住所：〒852-8065 長崎市横尾三丁目26-1
TEL095-856-6001・095-814-6688 FAX095-856-6002 E-mail:kamimu-n@heisei-kai.or.jp

介護予防ケアマネジメント・ケアプラン様式について

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会
編集委員会

新予防給付、地域支援事業に係わるアセスメント・ケアプラン様式が公開されました。

この様式は、①新予防給付および地域支援事業に係わる利用者の生活機能の背景が近似（同一）している ②両制度を行き来する可能性のある利用者が存在する ③介護予防マネジメントに関する情報の一貫性 ④新予防給付と地域支援事業の一体的運用への配慮、といった様々な内容について議論された結果、地域支援事業と新予防給付との整合性を確保し、様式・用語の統一をはかるという見解のもと作成された様式となっています。

様式の特徴としては、一日および一年を単位とし、目標とする生活のあり方を記載する欄や、①運動・移動 ②日常生活（家庭生活） ③社会生活・対人関係・コミュニケーション ④健康管理へ4区分されたアセスメント領域、生活不活発病の改善・予防ポイント記入欄や、運動不足、栄養改善などプログラム選択欄などが挙げられます。

また、介護予防ケアマネジメント・ケアプランにおいては、「介護予防の効果が上がっていない」とする厚生労働省の見解も含め、これまで以上に計画・目標の設定や、その達成状況および評価の点が重視されているように伺えます。

新予防給付におけるケアマネジメントの業務委託の範囲では、3～6ヶ月に1回の計画・目標達成状況に対する「評価」の部分に、地域包括支援センターと（介護予防委託された）居宅介護支援事業所の双方が係わるとされており、地域包括支援センターに配置される保健師や居宅介護支援事業所のケアマネジャーなど多職種間の連携強化は、これまで以上に重要なポイントと考えられます。さらには、地域支援事業においても具体的評価（アウトプット、アウトカム等）の内容が明記され、介護予防効果に対する客観的指標が求められている状況も伺えます。

平成18年度改正においては、制度の骨格が介護予防へ大きくシフトします。適切な介護予防推進には、マネジメントプロセスに加え、そのマネジメントによる「結果」をどのように表現していくかが重要であり、関係諸機関の本質的な連携が求められているのだと思います。

も

<

じ

- ・特集1 介護保険報酬改定……………P 2
- ・特集2 地域支援事業と新予防給付……………P 3
- ・特集3 地域包括支援センター MAP ……P 4～5
- ・研修会等のご案内……………P 6
- ・TOPICS／事務局便り／編集後記……………P 7

特集① 介護保険報酬改定

居宅介護支援・介護予防支援改正案の概要について

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会
広報誌編集委員会

居宅介護支援の改正は、①業務に要する手間・コストの適正な反映 ②プロセスに応じた評価 ③公正中立 ④サービスの質の向上といった観点から見直しが行われました。また、介護予防支援については**利用者の実態や給付管理業務の簡素化**等を踏まえ、報酬設定が行われています。これまで一律だった居宅介護支援費は、サービス利用状況や業務の実態の反映といった観点から**要介護度別の設定**とされ、標準担当件数も既存の**50件から35件**へと変更されています。一方では、標準担当件数を一定程度超過する場合の**逡減制も導入**されます。また、新規計画策定や要介護状態区分が2段階以上変更となった場合の**初期加算**および、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応、専門性の高い人材の確保等で、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対し**特定事業所加(減)算**が創設されています。

居宅介護支援費 現行：850単位／月



介護報酬改正案（居宅介護支援、介護予防支援）

居宅介護支援費	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
取扱件数	40件未満	40件～60件未満	60件以上
要介護1・2	1,000単位／月	600単位／月	400単位／月
要介護3・4・5	1,300単位／月	780単位／月	520単位／月
初回加算(Ⅰ)	250単位／月 ※新規計画策定時		
初回加算(Ⅱ)	600単位／月 ※退院・退所時(30日以上入院・入所)		
特定事業所加算	500単位／月		
特定事業所集中減算	▲200単位／月		
介護予防支援	400単位／月 ※介護支援専門員1人当たりにつき8人を限度		
初回加算	250単位／月 ※新規に介護予防サービス計画を作成した場合(6ヶ月以上)		

※特定事業所の算定要件は以下の通り

- ・主任介護支援専門員で管理者(3年以上の経験、一定の研修等を修了者)の配置
- ・常勤専従の介護支援専門員が3人以上配置
- ・中重度者(要介護3～5)の利用者が全体の60%以上
- ・24時間緊急呼び出しに対応体制の確保
- ・地域包括支援センターからの支援困難ケース受託、および同センター主催の事例検討会等への参加
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が35件を超えておらず、かつ介護予防支援業務の委託を受けない

上記算定要件から、特定事業所になり得る事業者は豊富な人材と過去の実績、そして中～重度者に対し、より質の高いケアプランの計画・実施が可能な事業者であると言えます。

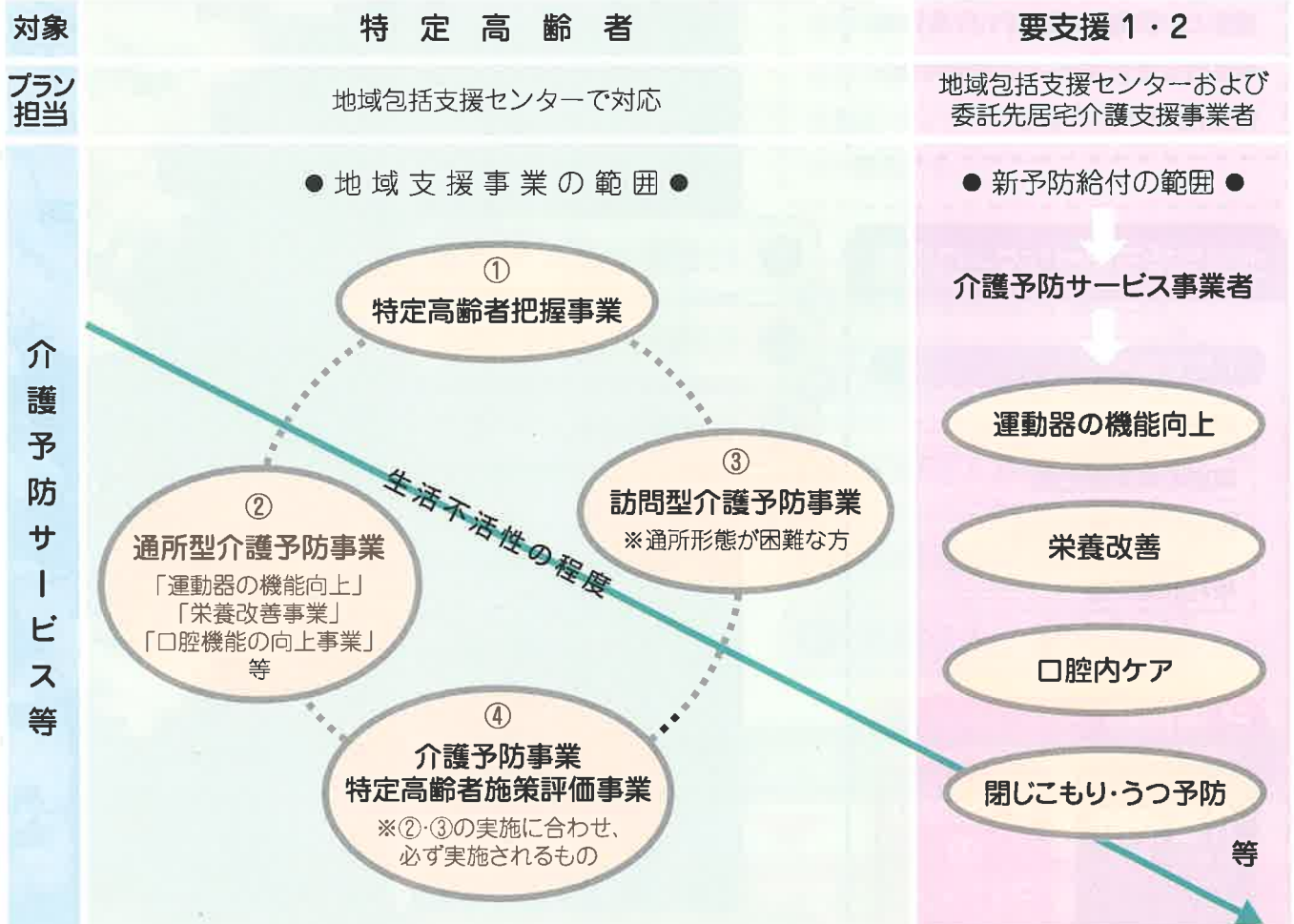
また、介護予防支援に関しては、人数制限等も設けられており、ケアプランの継続性に対し、既存事業者は十分な検討が必要と思われます。

特集② 地域支援事業と新予防給付



地域支援事業の内容って…？
新予防給付との連携って
どう進んでいくの…？

介護予防ケアマネジメントの適応範囲



地域支援事業における介護予防事業

☞ 実施主体は市町村で直接実施か、もしくは適切な民間事業者へ委託されます。

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や、その重度化の予防、改善を図る目的で実施される事業です。地域支援事業と新予防給付の連携で効果的な介護予防推進に繋げるためには、居宅介護支援事業者と地域包括支援センターとの協力体制が重要となります。

特集3 地域包括支援センターMAP

平成17年度末で在宅介護支援センターが廃止され、地域支援の総合相談介護予防マネジメント、包括的、継続的マネジメントの支援などを行う地域包括支援センターが平成18年度新たに設置されます。12ヶ所の地域区分と委託先法人は右図の通りです。

地域包括支援センターの役割

1. 社会福祉士

- 総合相談
- 高齢者の実態把握
- 地域ケア会議の開催
- 権利擁護業務

2. 保健師

介護予防
マネジメント

新予防給付
の
マネジメント

虚弱高齢者
(推計7,000人)

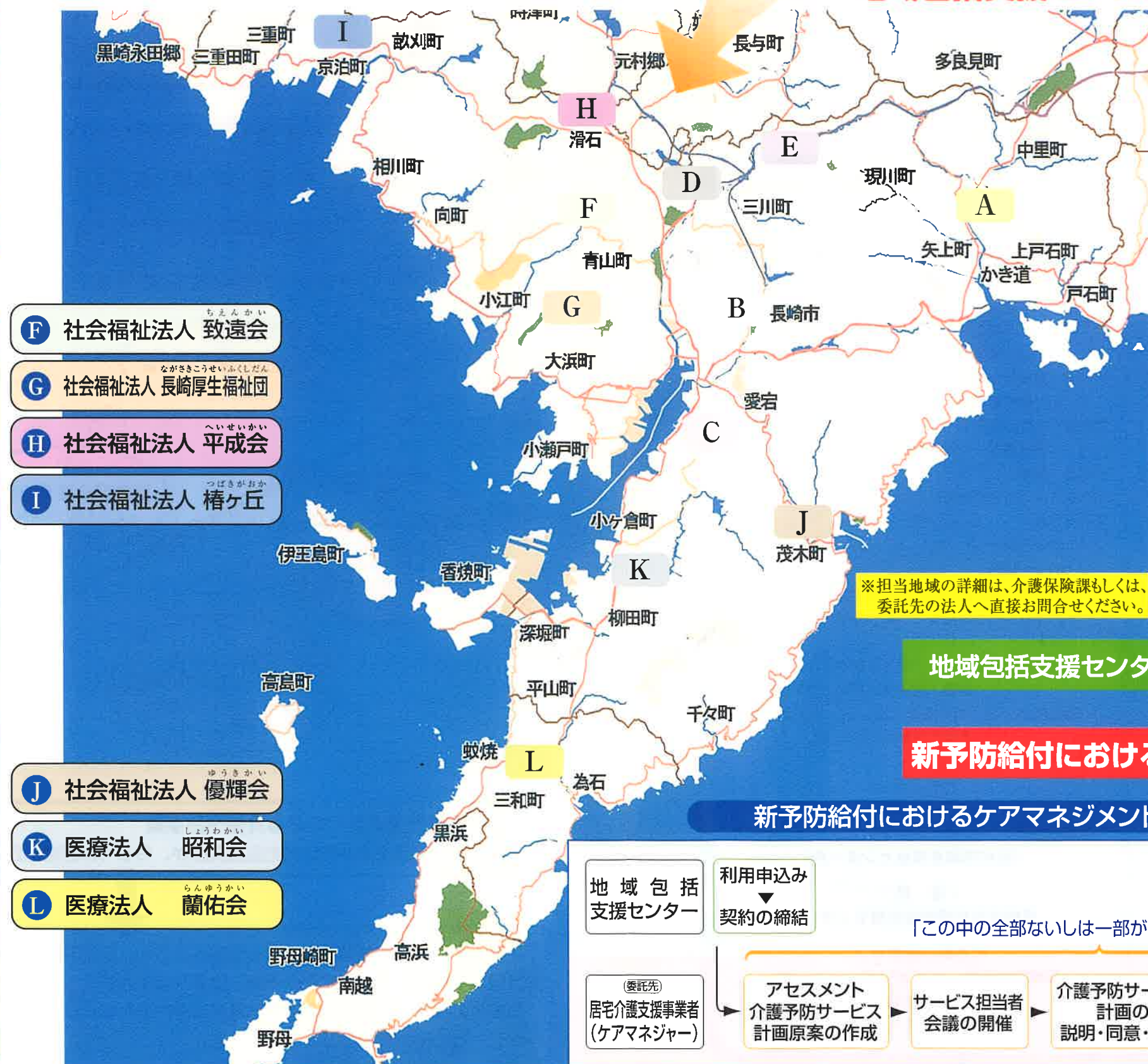
新要支援者
(推計11,000人)

3. 主任ケアマネジャー

- ケアマネジャーの相談・指導
- 施設 在宅連携
- 多職種間連携

12ヶ所の地域包括支援センターの中立性、公平性の確保
および包括的支援事業の円滑な実施のために市町村ごとに
地域包括支援センター運営協議会が設置されます

長崎市が設置する運営協議会は、学識経験者、職能団体、介護保険サービス事業者、被保険者、地域団体、介護保険外の地域資源における権利擁護、相談事業で担う関係者等の18名で構成されています。(現、在宅介護支援センター運営協議会委員等を含む)センターの運営支援や評価などを行う機関です。

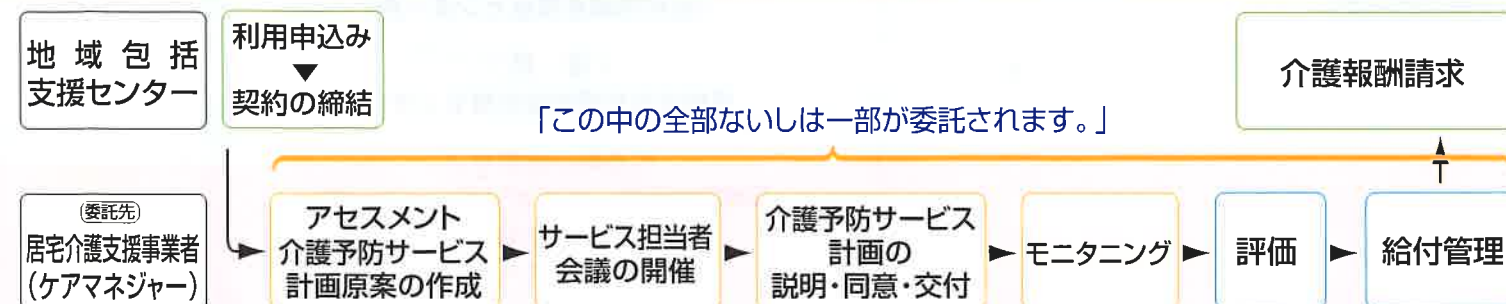


※担当地域の詳細は、介護保険課もしくは、委託先の法人へ直接お問合せください。

地域包括支援センターと居宅介護支援事業者との関り

新予防給付におけるケアマネジメント業務の委託

新予防給付におけるケアマネジメント業務(委託業務の流れ)



研修会等のご案内

全体研修会のお知らせ

長崎居宅介護支援事業者連絡協議会全体研修会 (基幹型在宅介護支援センター共催)

日 時：平成18年2月17日(金)

場 所：長崎大学経済学部大会議室(片淵町)

内 容：「ケアプランに活かすICFの視点」

講 師：認知症研修・研究東京センター

諏訪さゆり先生

《お問い合わせ先》

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会事務局

居宅介護支援事業者プライエム横尾

(担当：神村)

☎(095)856-6001 ☎(095)856-6002

ブロック研修会のお知らせ

南部ブロック

日 時：平成18年3月(第3週を予定)

会 場：未 定

※詳細な日時、場所は、ブロックへ追ってご連絡致します。

研修内容：①介護予防マネジメント作成演習

②介護予防事例検討会

ブロック研修担当：青葉苑 居宅介護支援事業所

中央ブロック

中央部ブロックの研修会については2月15日の予定でしたが、2月17日に全体研修会が行われる事になり、内容が同じなので予定は中止になりました。(代案については検討中)

北部ブロック

未 定

その他研修会のお知らせ

第2回南部在宅支援ネットワーク研修会 ～南部エリアのネットワークをつくろうよ～

この南部地域在宅支援ネットワーク研修会は昨年1月に「在宅支援におけるネットワークの作り方」と題し、第1回を開催いたしました。今回が2回目となるこの研修会では“自立支援のためのコーディネート”をテーマに口腔の視点から講義をしていただきます。

4月以降実施される新予防給付や地域支援事業という新しい事業の枠組みの中には、「口腔機能の向上」も含まれています。

今後一層、対象者への自立に向けた支援が求められる中、自立支援に向けた口腔機能の向上のために何が必要なのか一緒に学びましょう！

日 時：平成18年2月25日(土) 14:30～16:30

(14:00～受付開始)

場 所：長崎記念病院2階

(長崎市深堀1丁目11-54)

対象者：在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関、行政機関等

参加費：無料

申込み方法：所定申込書によりFAXでお申込み下さい
プログラム：

14:00～ 受付

14:30～ 開始

講義「専門職に学ぶ自立支援のためのコーディネート」

①見逃していませんか？ お口の中のチェックポイント

②口腔ケアで変わる！ 食への意欲！

講師：道津歯科医院 道津浩代先生

話題提供：“どう変わる!? これからの高齢者支援”

長崎市南部基幹型支援センター

16:30 終了

＜主 催＞

長崎地域リハビリテーション広域支援センター
(長崎市障害福祉センター内)

＜後 援＞

長崎市南部基幹型支援センター

《お問い合わせ》

長崎記念病院 リハビリテーション部

(担当：山下潤一郎)

☎(095)871-1515

トピックス TOPICS

新予防給付 ～運動器の機能向上～

居宅介護予防支援同様、今回創設された介護予防サービスに「運動器の機能向上」があります。これは「理学療法士を中心に看護職員、介護職員が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と軽悪の見直し等の一連のプロセスの実施（1月26日 社保審介護給付費分科会資料より抜粋）」とされ、その方法として「高齢者筋力向上トレーニング」がクローズアップされています。「高齢者筋力向上トレーニング」は適切な評価とプログラムの実践により、加齢に伴う身体活動の減少の予防に加え、社会的心理的にも好影響を与えることができます。昨今「高齢者の筋力向上トレーニング」においては、トレーニングマシンを用いた方法がクローズアップされていますが、それだけでなく、体重を基準とした自己管理型筋力増強訓練（SOMAP等）や、身近な日用品を用いた転倒予防体操など、対象者の状況に応じた手法があります。居宅介護予防支援と新予防給付、これら予防系サービスの選択的实施を通した「本質的な予防」の効果が期待されています。

社会福祉法人春秋会 リエゾン長崎
理学療法士 川副巧成

事務局便り

居宅介護支援事業所
プライエム横尾
神村紀行

会員の皆様におかれましては、来る4月の制度改正を前に、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。なるべく、会員の皆様がホッとされるような介護報酬の正式単価が発表されることを祈りたい気持ちでいっぱいです。しかし、こういう不透明な時ほど私達ケアマネジャーがしっかりしないと利用者の不安を煽ることになります。利用者の生活をサポートする大事な仕事と誇りを持って頑張りましょう。何か協議会にご要望あれば、ブロック長を通していただき、役員、各委員の皆様と協議、検討し、出来る限り皆様の期待に沿うよう頑張りたいと思いますのでよろしくお願い致します。それから、年度末を前にしてのお願いで申し訳ございませんが、まだ会費の振込みが済まれていない事業所様につきましては、振込みをお願い致します。

編集 後記

正月が遠くなりましたが、改めて、明けましておめでとうございます。本年も本協議会並びに『ケアマネちゃんぽん』を宜しくお願いいたします。

さて、皆様ご機嫌はいかがでしょう？ あまりの予防プラン単価に目をおおいつつもプラン作成や資料の読み込みに真剣に取り組む姿が目に見えます。全体として、徒労感や無力感を感じている方も少なくないでしょうし、どちらの事業所の経営計画も大きく変化せざるを得ないことでしょう。こんなときにこそ、私たちは、自らの使命に何度でも耳をすまし正面から見据える必要があるのではないのでしょうか。「尊厳と自立の理念の下に利用者の願いを実現させること。」結局、やるしかありませんよね。冷静に熱く介護保険法に立ち向かいましょう。本誌スタッフも、編集長を中心に、報酬単価の発表ギリギリまで記事差し替えや作成・校正をがんばりました。是非、本号の様々な特集をご活用下さい。新たな時代が始まります。

（居宅介護支援事業所 にしきの里 濱崎克裕）

	ブロック長	副ブロック長
南部	榎本 哲子 (青葉苑)	吉野 紀子 (上戸病院ケアプランセンター)
		大町 由里 (さんわケアプランセンター)
中央	狩生 賢一 (元船光タクシー株)	林 尚雄 (古賀の里)
		小林 敏子 (長崎県看護協会ケアプランセンター)
北部	大関 政昭 (プライエム横尾)	高橋 律子 (ダイヤモンドスタッフ株)
		橋本 美保 (ケアプランセンターひまわり)

編集委員会

委員長：川副 巧成（リエゾン長崎）
委員：濱崎 克裕（にしきの里）
林 尚雄（古賀の里）
矢口あけみ（サンハイツ銭座）
吉川 光義（光風台病院）
築城 文子（大浦診療所）

介護・福祉用品・販売・レンタル 長崎介護用品機器サービス

長崎県知事指定福祉用具貸与指定事業 (4270101571)

● カタログは無料で配達致します ●

● 介護ベッド・車イス・介護用品・リフト等移動機器 ●

● 住宅のバリアフリー改造・改築 (トイレ・お風呂の手すり取付け他) ●



全国共通どこからでも無料

0120-261-781

長崎市宝町7番3号 ☎ 095-814-8181
諫早市小船越町1002-1まるわいビル101 ☎ 0957-35-1241

清潔 ———— 安心 ———— 安全

福祉用具のレンタルと販売・住宅改修

TAIYO 太陽セランド 株式会社
長崎営業所

担当 松井・岩田・長濱・白濱・大森
品質マネジメントシステム ISO 9001 認証取得

〒 856-0844 大村市溝陸町643-1

TEL 0957-49-6222

FAX 0957-49-6333

福祉用具で安心・安全な介護を！
介護用品レンタル・販売・住宅改修

県指定事業所

**福祉用具
貸与・販売**



訪問介護もおこなっております

有限会社 ケイ & エヌ

長崎市鳴見台2丁目27-20

TEL 850-1430 FAX 850-1740

フリーダイヤル **0120-688-944**

医科器械・理化学器械・病医院諸設備
介護保険福祉用具貸与事業者

福祉用具レンタル・福祉用具販売・住宅改修工事

株式会社 **天 愚 堂**

本社 〒852-8046 長崎市柳谷町4番20号
TEL (095) 844-2822 (代)
FAX (095) 844-2158
E-mail: tengudo@am.wakwak.com

五島営業所 〒853-0064 福江市三尾野町3-7-6
TEL (0959) 72-7572
FAX (0959) 72-1619

医療と福祉の発展に貢献する

シルバーマーク



介護保険 福祉用具貸与指定事業者 長崎県各市町村福祉指定店
(4270100250)

(株) 長 崎 病 協

☎ 長崎 (095) **848-7312** (代) FAX **848-7314**
長崎市平野町3番20号

シルバーマーク認定事業所 (入浴サービス)

● 介護用品・レンタル
● 在宅福祉機器

● 訪問入浴サービス (指定居宅サービス事業所)

● ケアプラン (指定居宅介護支援事業所)

● 住宅改修 (手すりの取り付けや段差の解消)

入浴サービス事業部

☎ (095) **842-4126**

FAX 842-4202

長崎市平野町3番20号

長崎市在宅介護支援センター

☎ (095) **865-4666**

長崎市大浜町846-14

介護用品・自立用品・レンタル&販売
住宅改修

介護保険指定居宅サービス事業者
長崎県福祉用具貸与サービス指定事業所
事業所番号 4270101084

株式会社 カイダ

アイフルケア

〒850-0024 長崎市大井手町32

TEL 095-825-3438

FAX 095-825-3213

佐世保店・TEL 33-3320

